三　満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者（令第四条第二項第一号に規定する短時間認定保護者をいう。以下同じ。）に係るものに限り、第一号及び第五号に掲げるものを除く。）であるもの　七万五千八百円、五万七千百円、四万九百円、二万六千六百円、一万六千三百円、六千円、零

四　満三歳未満保育認定子ども（法第二十九条第一項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）及び特定満三歳以上保育認定子ども（令第四条第三項に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。）（次号に掲げるものを除く。）　八万円、六万千円、四万四千五百円、三万円、一万九千五百円、九千円、零

五　満三歳未満保育認定子ども及び特定満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者に係るものに限る。）　七万八千八百円、六万百円、四万三千九百円、二万九千六百円、一万九千三百円、九千円、零

3　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合であって、負担額算定基準子ども（令第十四条の負担額算定基準子どもをいう。以下この条において同じ。）が同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

［一・二　略］

三　満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者（令第四条第二項第一号に規定する短時間認定保護者をいう。以下同じ。）に係るものに限り、第一号及び第五号に掲げるものを除く。）であるもの　七万五千八百円、五万七千百円、四万九百円、二万六千六百円、一万六千三百円、一万五千三百円、一万三千三百円、七千六百五十円、六千円、零

四　満三歳未満保育認定子ども（法第二十九条第一項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）及び特定満三歳以上保育認定子ども（令第四条第三項に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。）（次号に掲げるものを除く。）　八万円、六万千円、四万四千五百円、三万円、一万九千五百円、一万八千五百円、一万五千円、九千二百五十円、九千円、零

五　満三歳未満保育認定子ども及び特定満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者に係るものに限る。）　七万八千八百円、六万百円、四万三千九百円、二万九千六百円、一万九千三百円、一万八千三百円、一万四千八百円、九千百五十円、九千円、零

3　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合であって、負担額算定基準子ども（令第十四条の負担額算定基準子どもをいう。以下この条において同じ。）が同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、当該各号に定める額とする。

［一・二　同上］

4　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合であって、特定被監護者等（令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等（同項に規定する特定教育・保育等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額（令第十四条の二第二項に規定する負担額算定基準額をいう。）が七万七千百一円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあっては、五万七千七百円未満）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

［一・二　略］

5　［略］

附　則

（特定市町村の要件）

第八条　法附則第十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　前年度の四月一日以降において、特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）、特定地域型保育事業又は特例保育を行う施設（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った支給認定保護者（法第十九条第一項第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下この条において「支給認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童のうちに特定教育・保育施設等を利用していないもの（支給認定保護者が利用を希望する特定

4　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合であって、特定被監護者等（令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等（同項に規定する特定教育・保育等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額（令第十四条の二第二項に規定する負担額算定基準額をいう。）が七万七千百一円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあっては、五万七千七百円未満）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

［一・二　同上］

5　［同上］

附　則

［条を加える。］